

平成 20 年 02 月 25 日
国土交通省
福島河川国道事務所

国道 4 号ガード下の「高さ制限バー」に車両が衝突し壊されました
～道路はみなさんの財産です大切に使いましょう～

福島市渡利地区にある「高さ制限バー」が、2月13日頃高さ制限を違反した車両が衝突し壊されました。

この「高さ制限バー」は、国道4号に架けられている橋梁等を守るため県道岡部渡利線に設置されているものです。

この橋の前後には、「この先 高さ制限あり」の看板を設置し、通行が出来ない旨の注意を促していましたが、注意を守らない車両によって損傷されました。

この橋の下には、市民生活にとって重要な水道、都市ガス、光ケーブルが通っておりましたが損傷はありませんでした。一歩間違えば市民生活にとって一大事でした。

最近、車も運搬される貨物も大型になり、重量も重くなって道路が壊される事故が増えています。

道路はみんなの財産です。歩行者や他の交通の妨げとなるため狭い道路に大型車を進入させない、**高さ制限や重量制限などの標識**を厳守し規則を守って下さい。



高さ制限



重量制限



最大幅

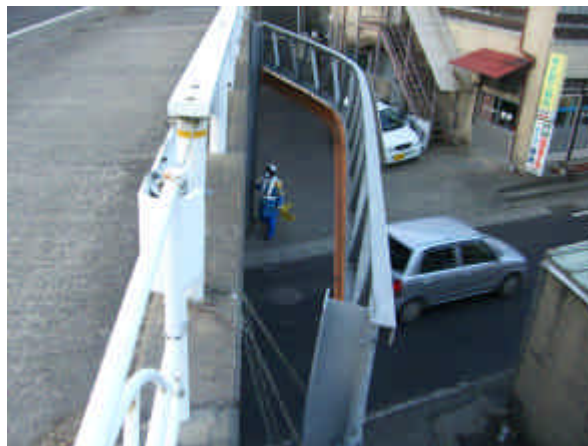


大型貨物自動車

交通規則を守るとともに、一定の大きさや重さを超える車両【**特殊車両**】を通行させるときには、道路管理者の通行許可を受ける必要があります。

特殊車両 及び 特殊車両の事故 については **3 頁資料** を参照下さい。

高さ制限バーの破損状況



位置図



< 記者発表先 > 福島県政記者クラブ、福島市政記者会

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

福島河川国道事務所 TEL : 024-546-4331(代)

福島県福島市黒岩字榎平 3 6

- ・ 副所長 (道路担当) 高橋 敏彦
- ・ 道路管理第一課長 高野 昭
- ・ 福島国道維持出張所長 大場 啓介

(024-546-0524)

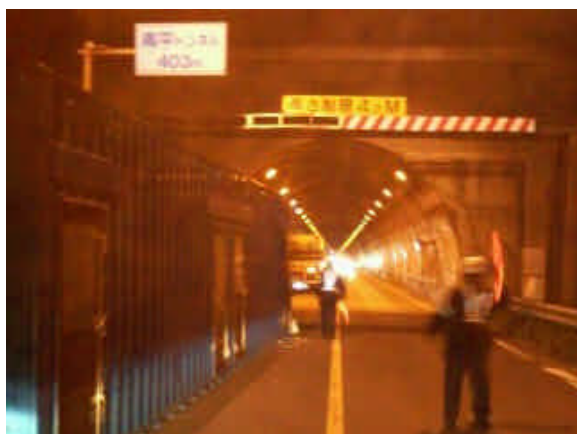
特殊車両とは？

道路は一定の構造基準によって造られています。そのため、道路の保全と交通の安全を図るため通行できる車両を大きさや重さなどを法律等で制限しています。この制限を越える車両が特殊車両といい、**特殊車両としての通行許可を得て、許可された経路以外は通行してはいけません。また、通行許可証を携帯し通行時間帯及び通行期間を守らなければなりません。**

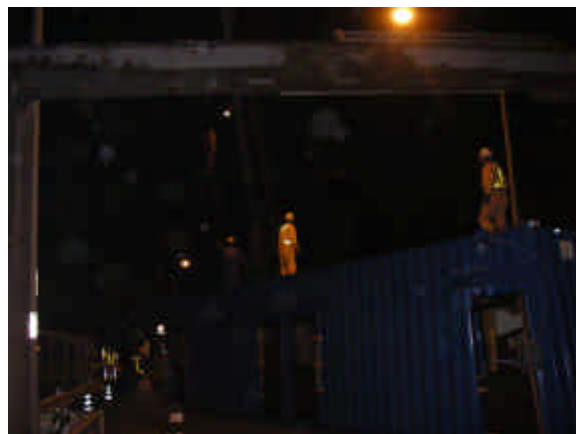
| 車両の諸元 | 一般的制限値 |
|--------|---|
| 幅 | 2.5 m |
| 長さ | 12.0 m |
| 高さ | 3.8 m |
| 重さ 総重量 | 20.0トン |
| 軸重 | 10.0トン |
| 隣接軸重 | 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満18.0 t (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5 t 以下の時は19 t) 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上 20.0 t |
| 輪荷重 | 5.0トン |
| 最小回転半径 | 12.0 m |

無許可の特殊車両の事故

平成 19 年 11 月 12 日 16 時 40 分頃、国道 13 号高平トンネル福島側入口において、通行許可を受けていない特殊車両による、道路へのコンテナ落下事故が発生し、国道 13 号は一時全面通行止めになりました。



落下したコンテナの様子



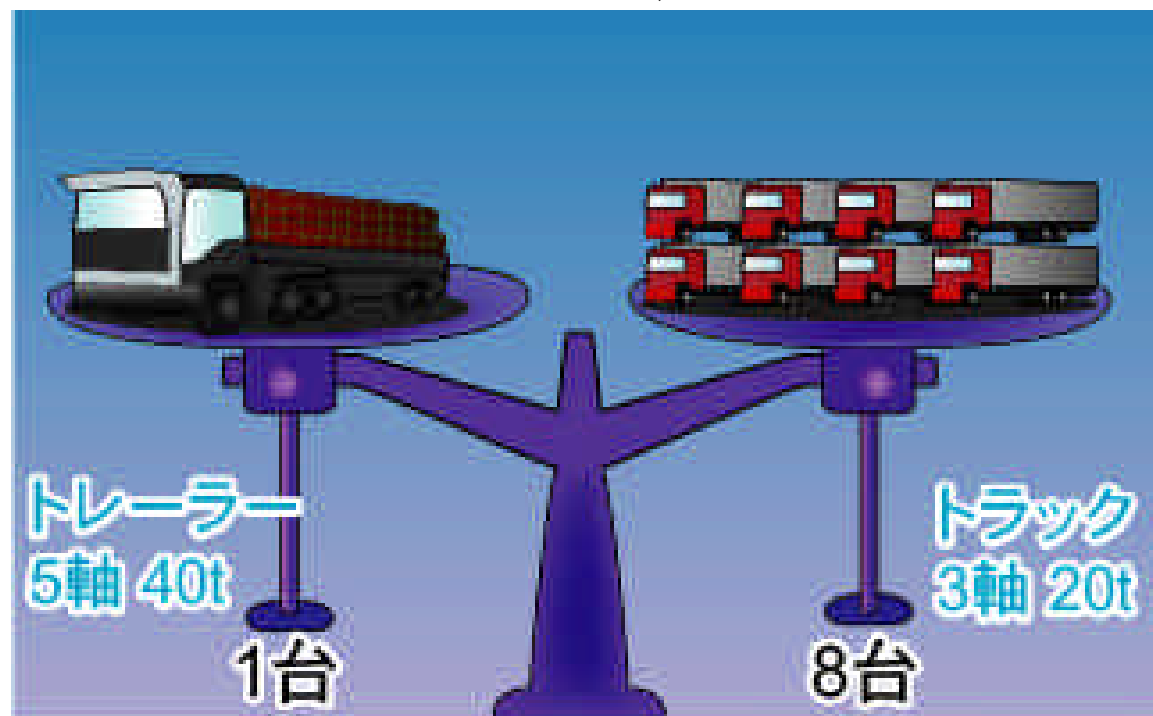
コンテナの撤去作業

もし、特殊車両通行許可を得ていれば、国道 13 号は高さ超過のため通行不可となり他の迂回ルートを指導することで安全に目的地に到着し、このような事故は発生しませんでした。

特殊車両が橋梁に与える影響について

違反車両が橋梁床版に与える影響は、

40tトレーラー 1台で、20tトラック 8台



・これが 80tトレーラーになると1台で、

20tトラック 33,000台！！

・違反車 40t1台に対して、80t1台通行すると

交通量が約 4,000倍になったのと同じ

